目 次

(ページ)

1	主要指標
2	農家戸数
3	農家人口
4	耕作面積······6
5	自作小作別・所在地別耕地面積8
6	農家経営規模
7	平成23年区域別農地面積

◎利用上の注意

- 1 平成22年11月1日現在の京都市農林統計資料を集計したものである。
- 2 数字の単位は、原則として四捨五入してあるから、総数と内容の合計は必ずしも一致しない。
- 3 統計表中の符号は、次のとおりである。
 - 「一」皆無又は該当数字のないもの 「0」単位未満のもの
- 4 内容についての御質問等は、京都市産業観光局農林振興室農政企画課 電話 075-222-3351 まで御連絡ください。

5 農家戸数調査について

(1)「農家」とは、5アール以上の耕地を経営するものを扱い、各調査とも属人調査に基づいて記載した。

- (2)「専業農家」とは、世帯員中、他の業務に従事するものが全くない農家であり、「兼業農家」とは、世帯員中、他の業務に従事するものがある農家である。 兼業農家中「農業を主とするもの」「農業を従とするもの」の区別は、農家として農業部門と兼業部門とどちらの収入が多いかによって行っており、その基 準で判断できない場合は、それぞれの業に注いだ労力の多少で行っている。
- (3) 作付別農家数の「その他」欄には、() 内に主な作目を記載した。
- (4)「自作」とは経営耕地面積のうち自己所有の耕地が90%以上のもの、「自作権小作」は自己所有の耕地が50%~90%未満のもの、「小作兼自作」は自己所有の耕地が10%~50%未満のもの、「小作」は自己所有の耕地が10%未満の農家をいう。
- (5)「果樹等を主とするもの」の欄には、たけのこ、茶を含むものとする。
- (6)「施設園芸を主とするもの」の欄には、施設を利用する経営形態をいい、栽培作物の種類で区別しない。(トンネル栽培、育苗床は含まない。)
- (7) 米の生産調整は、米作と解して記載した。

6 農家人口調査について

- (1)「常住世帯員」とは、世帯主と常に住居を共にし、かつ同一家計内にあるもので、常雇を含まない。
- (2)「内自家農業従事者」欄は、常住世帯員の全てで年間を通算して、おおむね60日以上農業に従事したものを記載した。

7 耕地面積調査について

田の区分のうち、一毛作、二毛作の区別は過去1年間の作付状況による。

1. 主 要 指 標

			(対前年増減数)	(対前年増減率)
(1)	総農家数	7, 205戸	△43戸	-0.6%
	専業農家	952戸	+1戸	+0.1%
	兼業農家	6,253戸	$\triangle 44\overline{P}$	- 0. 7 %
	農業を主とするもの	1, 241戸	±0戸	±0 . 0%
	農業を従とするもの	5, 012戸	$\triangle 44\overline{P}$	-0.9%
(2)	農家人口	31,470人	△98人	-0.3%
	男	14,824人	△43人	-0.3%
	女	16,646人	△55人	-0.3%
(3)	耕地面積 3	, 223.8ha	$\triangle2$ O. 4 h a	-0.6%
	田 2	, 433.6ha	\triangle 1 6. 2 h a	- O. 7 %
	畑	471.9ha	$\triangle2$. 8 h a	-0.6%
	樹園地	318.3ha	riangle1. 4 h a	-0.4%